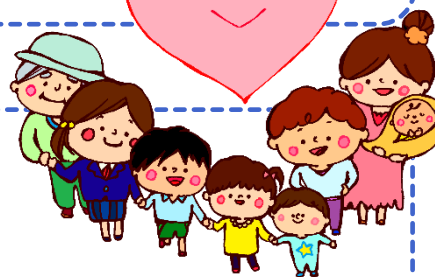
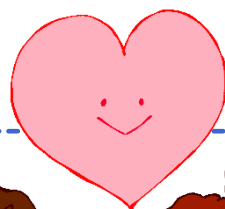




令和元年10月1日から 3歳から5歳までの 児童発達支援等の利用者負担が**無償化**されました

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援



無料となる期間

無償化の対象となる期間は、

**満3歳になって初めての4月1日から
小学校就学までの3年間**

無料となる対象者・期間は裏面をご確認ください

Q & A



Q 無料とするためには、市役所で手続きが必要ですか？

A 新たな手続きは必要ありません。

Q おやつ代や教材費なども無料になりますか？

A おやつ代など、実費負担分の費用は無料になりません。

Q 収入が高い、働いていないなど、無料にならない条件はありますか？

A 収入の制限などはありません。

Q 幼稚園や保育園等と、児童発達支援の両方を利用する場合はどうなりますか？

A 両方とも無償化の対象となります。

Q 現在も利用者負担がありませんが、その場合はどうなりますか？

A 既に利用者負担がない場合は、特に変更はありません。

ご利用の児童発達支援事業所に、無償化対象であることを事前にお伝えください

令和元年10月1日から 3歳から5歳までの 児童発達支援等の利用者負担が無償化されました

無料となる対象者・期間

無償化の対象となる期間は、
**満3歳になって初めての4月1日から
小学校就学までの3年間**

年度 対象者の 生年月日	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	R6.4月～R7.3月	R7.4月～R8.3月	R8.4月～R9.3月	R9.4月～R10.3月	R10.4月～R11.3月
H30.4.2～ H31.4.1	→				
H31.4.2～ R2.4.1	→	→	小学校入学のため 児童発達支援は終了となります		
R2.4.2～ R3.4.1	→	→	→		
R3.4.2～ R4.4.1		→	→	→	
R4.4.2～ R5.4.1	1割負担 ※市民税非課税世帯 生活保護受給世帯は無料		→	→	→
R5.4.2～ R6.4.1				→	→

